

「(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 事業全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について(H30,NEDO)」に示されるような前倒し調査を実施(又は予定)している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。	希少猛禽類のみ前倒し調査を実施しており、2023年4月から調査を開始しております。
1-2	-	相互理解等	1次	地域関係者への情報提供について、どのように行っていく計画か、事業者の方針をお示しください。	地域関係者への情報提供のために、説明会の開催や全戸配布を実施、計画しております。令和5年7月に近隣地区を対象とした1回目の説明会を開催しており、配慮書縦覧期間にも自主的に説明会を開催いたしました。また、説明会開催案内、事業検討開始時及び先行猛禽類調査開始時には近隣地区への全戸配布により情報提供を行っており、今後も継続する計画です。 関係自治体には進捗の報告や計画に変更が生じた際などの密な連絡が必要と考えております。これまでも説明会の共有や進捗の報告等を実施しており、引き続き密にコミュニケーションを取りながら検討を進めて行く考えです。
1-3	-	図書の公表	1次	①貴社ウェブサイトにおける、本方法書のインターネットでの公表期間は縦覧期間とほぼ同様となっているほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 ②環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」(環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂)を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていますが、本通知に対する事業者の見解についてご教示ください。	①環境影響評価図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書をダウンロード・印刷が可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。 ②①と同様の回答となりますが、盗用や不正な利用等悪用の恐れがあるため環境影響評価図書をダウンロード・印刷が可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。ただし、住民から要望があった際に図書の貸し出しを行った実績はあり、住民との相互理解促進のため、要望があれば縦覧期間後も図書の貸し出しは行うことを方法書説明会にてお知らせします。 また、地域とのコミュニケーション促進、事業に対する不安を低減させることが求められている中で、対象の地域に対してわかりやすくみ砕いた上で丁寧に説明会を重ねることが有効と考えており、住民との相互理解促進に今後も努めてまいります。
			2次	住民との相互理解の重要な鍵となるもので、今後これらの点が改善される、あるいは、公開する風潮となった場合にはダウンロード・印刷可とする意図はありませんか。	住民との相互理解促進のため、住民からの要望等を総合的に勘案した上で図書のダウンロード・印刷可とする可能性はございます。
			3次	「住民からの要望等を総合的に勘案し」とは、具体的にどのような要望があれば図書のダウンロード・印刷を検討することになるのでしょうか。想定で構いませんのでご教示ください。 また、2次質問の内容について、縦覧期間の延長はどのように考えているのか、併せてご教示ください。	図書の貸し出し等では対応しきれない数の要望があった場合や、地元自治会から相互理解促進を目的に要望を受けた場合等を想定しています。 縦覧期間の延長についても同様に考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加1-4	-	全体	1次		
			2次	地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために ・北海道景観計画 ・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	事業計画の検討にあたり、風力発電機の配置や意匠形態に配慮し、地域住民の皆さまへ丁寧な説明を実施し、相互理解の促進に努めます。 また、周囲の景観との調和を図るために、北海道景観計画及び、北海道太陽光・風力発電設備景観形成ガイドラインを参考とし、適宜、事前相談を行うなど、景観法の届出手続きが順調に行えるようにいたします。

2.「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	4	図2.2-1	1次	①風力発電機の配置が明らかにされていませんが、適切な調査方法（現地調査地点等）の検討には、風力発電機の配置の情報が必要なものもあるため、配置計画を明らかにして方法書手続を実施することが望ましいと考えますので、現段階での風車の配置計画等をご提示ください。 ②今後、風車の配置によっては、本方法書で示されている調査地点等の見直しが必要となるおそれがありますが、どのように対応されるお考えでしょうか。	①現段階の配置計画は別添資料2-1①のとおりとなりますが、今後の環境調査、予測、評価の結果や設計を踏まえて変更となる可能性があります。そのため現時点では用地交渉は完了しておらず、配置を示すことで悪意を持った第三者による土地の買収等による妨害・トラブル等を避けたいため別添資料2-1①は非公開資料とすることを希望します。 ②風車の配置が確定した段階で調査地点の追加が必要と考えられる場合は、調査地点の追加を行います。
			2次	①1次質問②について、風車の配置の確定時期によっては、調査地点等に係る行政及び住民等からの意見が反映されない可能性があります。その点について事業者の見解を伺います。 ②当該事業実施箇所は、丘珠―奥尻線の航空機の飛行経路に近接しているため、東京航空局千歳空港事務所等の関係機関に確認する必要があると考えられますが、実施状況について伺います。	①行政及び住民等からの意見を含め、環境影響評価手続きの中で調査計画の変更が必要となる指摘をいただいた際は、意見の内容について現段階で設定している調査地点で網羅できず、事業への影響を予測するにあたって調査地点の追加が必要と判断した場合は、意見が反映されるよう、風車配置の確定後であっても調査地点の追加を検討いたします。 ②飛行経路と風車の位置関係について現時点では確認できておりません。東京航空局千歳空港事務所等の関係機関に確認いたします。
			3次	2次質問①のご回答の「意見が反映されるよう、風車配置の確定後であっても調査地点の追加を検討いたします」について、行政及び住民等からの意見に基づき、調査地点の追加について検討を実施した結果については、準備書段階ではなく、準備書作成前に提示されるものでしょうか。	準備書作成前ではなく、準備書段階で提示予定です。
追加2-5	12,15	2.2.7 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	1次		
			2次	風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せ願います。	風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せいたします。
2-2	15	b.緑化に伴う修景計画	1次	切盛土面は可能な限り緑化する計画とのことですが、これは法面だけを指しているのか、ヤード等の平面部分についても可能な限りの緑化を行うのか、ご教示願います。	ヤード等の造成面についても、供用後に維持管理等で活用せず、構造物に占有されない範囲がある場合は、緑化等の保護・修景を検討いたします。
			2次	①伐採や造成により一時的に裸地化した箇所には外来種の侵入も想定されますが、外来種の拡大防止についてどのような措置を検討しているのか、事業者の見解を伺います。 ②緑化の際に使用する種はどのようなものを検討しているでしょうか。在来種でも産地が遺伝子保全上重要と考えられますが、緑化の具体策をどのような方針で検討されるのか、ご教示ください。	①②拡大防止措置としては、裸地を速やかに緑化することが有効であると考えております。具体的な方法としては、法面保護も兼ねる緑化シートの早期設置等を検討しております。なお、実際の施工方針については、工事計画が具体化した段階で、現地の状況もふまえ、検討してまいります。また、緑化に使用する種については、関係機関と協議の上、早期緑化できる種を採用する予定です。現時点ではどのような種を利用するか詳細検討は行っておりませんが、侵略的な外来種や、在来種ではあるものの産地が海外産のものや国内でも道外産のものを利用するといったことは避けるよう、協議をおこなってまいります。
			3次	2次回答で「侵略的な外来種や、在来種ではあるものの産地が海外産のものや国内でも道外産のものを利用するといったことは避ける」旨の回答があり、道内産の在来種の利用を検討しているものと考えますが、対象事業実施区域が立地する地域に近い産地の種子を用いるのが望ましいと考えます。こちらについて事業者の見解をご教示ください。	2次回答のとおり、今後検討していくこととなりますが、道内産の在来種を利用する場合には、実行可能な範囲で対象事業実施区域が立地する地域に極力近い産地の種子を用いるよう検討してまいります。
2-3	15	(2)工事用資材等の搬出入及び大型部品（風力発電機等）の運搬の方法及び規模	1次	「仮置き及び積み替え場所の選定に当たっては、住宅等からの離隔を確保することに留意」とされているますが、「等」の内容をご教示ください。	住宅以外で、騒音に係る保全が必要と考えられるもの、例えば寺社や店舗などで居住している建物、事務所が該当します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	18	(3)工事中の排水に関する事項	1次	車両洗浄等により発生する汚水の排水に係る計画をご教示ください。	基本的に対象事業実施区域内では車両の洗浄は行いません。コンクリート打設後の車両や機材に付着したセメントを洗浄しますが、その洗浄水はプラント工場への持ち帰りを基本とします。
追加2-6	18～19	3.(1)、(6)、(7)	1次		
			2次	①残土は事業実施区域内で処理すれば良いというものではなく、埋め戻し、盛土及び土捨場における処理する場合であっても、アセス評価項目の水質への影響だけではなく、住民理解に向けて災害防止の観点からの対応が必要と考えますが、安全性をどのように示していくのか、ご教示ください。 ②土捨場位置は現時点では未定と思われますが、準備書提出段階で明らかになる予定でしょうか。	①机上検討後に地盤調査を行う予定です。十分な地耐力が確保でき、水源等への周辺影響も考慮した場所を適地として選定いたします。地域の皆様など関係者の理解が必要になりますので、関係者への事前説明を丁寧に行い、災害防止の観点から許可権者との協議を密に実施し残土処理方法についての検討を進めてまいります。 ②準備書にてお示しできるような検討いたします。

3.「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-9	32	図3.1-7主要な河川及び湖沼の状況	1次		
			2次	対象事業実施区域内に一級河川及び普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。	河川については直接改変を行わないものの、その周囲については工事等の改変を行う可能性があるため、現時点においては対象事業実施区域に含めております。今後の環境調査や事業性等を勘案した上で事業計画を策定するにあたり、河川の除外を含め、対象事業実施区域及びその周囲の河川への濁水の影響に配慮した事業計画を検討いたします。
3-1	54	図3.1-17(3)	1次	対象事業実施区域及びその周辺は、ハチクマの渡りルートとなっていることが示されています。このことについての、事業者の見解と、これを受けて調査手法へ反映した部分があればお示しください。	渡りの飛翔方向として、東西方向と南北方向への飛翔が想定されており、ガン類や猛禽類及び小鳥類についても飛翔が想定されます。文献上からはハチクマが抽出されましたが、ハチクマに限らず、渡り移動の鳥類について把握できるよう努めていく考えです。
3-2	74	(2)植生の概要	1次	「対象事業実施区域には、トドマツ植林、シラカンパーミズナラ群落、等の植生が主に分布しており、中央部には植生自然度9に相当するトドマツミズナラ群落、南側には植生自然度9に相当するチシマザサバーナ群落(Ⅳ)等が見られる。」と記載されていますが、対象事業実施区域内に分布している群落とその植生自然度、風力発電機の設置予定範囲内に分布している群落とその植生自然度について、それぞれ整理してお示し願います。	別添資料3-2にお示しいたします。
追加3-10	117	図3.1-30	1次		
			2次	「オサムシ科」はカタツムリやミズ、死肉等を餌とする地表性の昆虫であり、エゾリスやキビタキ等に捕食されず、タヌキやテン等に捕食されることから、模式図で示す動物として適当ではない配置にあるので、修正が必要と思われますが、見解を伺います。	ご指摘を踏まえ、別添資料追加3-10のとおり修正いたしました。
3-3	122	表3.1-36	1次	412ページに記載された、配慮書についての知事意見に対する事業者の見解によると、関係機関への意見聴取に努め、ご意見をいただいた場合は主要な眺望点への選定を検討するとあります。実際に関係市町村や関係団体にヒアリングは実施しているでしょうか。している場合はその概要を、していない場合は方法書作成時点でヒアリングを行わなくてもよいと考えた理由についてお示しください。	眺望点について、関係自治体にヒアリングを実施しており、ヒアリングを踏まえ主要な眺望点を選定しております。ヒアリング内容とその対応といたしましては以下の通りです。 ・今金町 ヒアリングにおいて「今金総合公園」が眺望の目的で利用される施設であることをコメントいただいた。その後、文献調査において眺望利用のある地点であることを確認したため、主要な眺望点として選定している。 ・せたな町 ヒアリングにおいて「三本杉海水浴場」がキャンプの目的で利用される施設であることをコメントいただいた。風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲外であり、風力発電機が視認されたとしても眺望景観への影響は小さいものと考えており、主要な眺望点に選定していない。 ・八雲町 ヒアリングにおいて「ペコレラ学舎」がワーケーションの目的で利用される施設であることをコメントいただいた。風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲外であり、風力発電機が視認されたとしても眺望景観への影響は小さいものと考えており、主要な眺望点に選定していない。
追加3-11	133～136	3.2.1 2.産業の状況	1次		
			2次	水産業についてまとめられていませんが、調査を実施していないのでしょうか。実施していれば結果をお示しください。実施していない場合はその理由についてご教示ください。	「令和4年北海道水産現勢」(北海道HP)、「内水面漁業生産統計調査」(農林水産省HP)及び「檜山の水産」(北海道HP)において、内水面における市町村別の漁獲量等が判明しないため、記載していません。なお、対象事業実施区域及びその周囲に海域が含まれないため、海面漁業の調査は実施していません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-12	138 ～ 141	2.土地利用規制の状況	1次	①農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。 ○ 農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地又採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。 ○ 農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。	①農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可について、配慮いたします。
			2次	②対象事業実施区域及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為(土地の形質を変更する行為)をする場合、知事の許可を受ける必要がありますので、所管の(総合)振興局産業振興部林務課と打合せしてください。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 (1)開発行為に係る森林面積が10ha 以上のもの。 (2)開発行為に係る森林面積が10ha 未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha 以上のもの。 (3)開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。(R6.4 現在、対象事業実施区域内に水資源保全地域はない。) ③対象事業実施区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。	②森林法に基づく開発許可について、檜山振興局産業振興部林務課等の関係機関と協議を実施いたします。 ③土地利用基本計画図の変更がある所定の手続きが必要になる旨留意いたします。
追加3-13	143 ～ 144、 147	3.2.3 1.(3)漁業による利用	1次	①対象事業実施区域内や隣接する場所には、内水面共同漁業権が設定されているほか、サケマス増殖河川が隣接していることから、漁業権者との協議状況についてご教示ください。実施していない場合は、今後の実施の予定時期についてご教示ください。	①現地調査に当たっては、調査前に漁業権者の許諾を得たうえで実施をいたします。なお、準備書段階までに事業に関する協議を実施いたします。
			2次	内水面共同漁業権 ・ 檜内共第1号～第3号 ※ 瀬棚郡内水面漁業協同組合 さけます増殖河川 ・ 後志利別川 ※ 関係先 (一社)日本海さけ・ます増殖事業協会 ②風力発電設備の施工場所は陸域ですが、隣接する海域には漁業権が設定され、各種漁業が営まれているほか漁村では漁労活動が行われていることから、漁業や漁労活動への影響について、地域漁業者等の不安や疑問を払拭するよう、関係先と事前に協議し了解を得て、準備書においてその協議結果を明記してください。	②本事業につきましては海域と隣接しておらず、漁労活動への影響も現時点では想定していないため、海面漁業権者との協議の予定はございません。環境影響評価方法書の説明会開催案内では町の広報や新聞を活用し広く周知しており、不安や疑問がある町民に対してコミュニケーションが取れる場を設定しております。
			3次	2次回答②によると、ひやま漁業協同組合に対しては、今後においても、個別に連絡をする予定はないということでしょうか。また、2次質問に記載したとおり、準備書段階までに協議をしていただきたいですが、準備書に係る説明会の開催については、個別の周知を図るなどの対応はされないのでしょうか。 コミュニケーションが取れる場を確実に設定することについて、どのような対応を想定されているか、事業者の見解を伺います。	現時点ではひやま漁業協同組合に対して個別に連絡をする予定はありません。また、同じく現時点では準備書に係る説明会の開催については個別の周知を図る予定はございませんが、内水面共同漁業権者との協議結果によっては対応を検討いたします。 コミュニケーションが取れる場を確実に設定することについては、適宜説明会を実施し近隣地区へ開催案内の全戸配布を行ったり、自治会長等と連絡を取り、自治会住民からの声を吸い上げられる連絡体制をとることや、町へ定期的に報告し地元自治会だけでなく町内からの意見を聞き取れるようにすること等を想定しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-14	143	表3.2-8(2) 図3.2-7	1次		
	145		2次	今金町金原・鈴金簡易水道の取水地点が図3.2-7の範囲に存在すると思われますので、町に確認の上、必要な修正を行ってください。	今金町上下水道グループへヒアリングを実施し、金原・進金簡易水道の取水地点の位置を確認しましたので、別添資料3-14のとおり修正いたします。
3-4	145 146	図3.2-7 図3.2-8	1次	①対象事業実施区域と河川からの取水地点との重複状況をご教示ください。また、重複している地点については、なぜ区域から除外しなかったのかその理由をあわせてご教示ください。 ②対象事業実施区域設定にあたっての利水者との協議状況及び今後の対応に係る事業者の見解をご教示ください。	①対象事業実施区域と河川からの取水地点は重複しておりません。 ②現段階で利水者との協議は実施しておりませんが、今後の環境調査、予測、評価によって影響が生じる可能性がある場合は影響の回避、低減策を検討の上、関係機関と協議することを検討いたします。
			2次	影響が生じるかどうかを判断する上で、また、地域住民の理解を得る上で、地域の水環境を把握している利水者と現地調査実施前又は実施期間中において協議・ヒアリング等をする必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	準備書段階までに、地域の水環境を把握している利水者と協議・ヒアリング等を実施いたします。
3-5	147	図3.2-9	1次	①対象事業実施区域と漁業権設定範囲が重複していますが、なぜ区域から除外しなかったのかその理由をあわせてご教示ください。 ②対象事業実施区域設定にあたっての漁業権者との協議状況及び今後の対応に係る事業者の見解をご教示ください。	①工事による河川の改変は行わないものの、河川の近傍を改偏する可能性があるため区域に含めました。 ②現段階で漁業権者との協議は実施しておりませんが、今後の環境調査、予測、評価によって影響が生じる可能性がある場合は影響の回避、低減策を検討の上、関係機関と協議することを検討いたします。
3-6	149	図3.2-10	1次	P16、17で示された、大型部品の輸送ルート及び工事関係車両の主要な走行ルートを網羅した範囲を対象として交通量を把握する必要はないと判断された理由をご教示ください。	大型部品の輸送ルート及び工事関係車両の主要な走行ルートから対象事業実施区域及びその周囲へ向かうルートは限られているため、本事業における交通量の状況の把握は記載の範囲で網羅できていると考えております。
3-7	151	図3.2-11	1次	①対象事業実施区域と住宅との重複状況をご教示ください。 ②対象事業実施区域(道路造成のみ可能性のある範囲)と住宅等の重複状況をご教示ください。 ③工事関係車両の主要な走行ルートを網羅した範囲を対象に配慮が特に必要な施設や住宅等の位置を把握する必要はないと判断された理由をご教示ください。	①対象事業実施区域と住宅等は重複しておりません。 ②対象事業実施区域(道路造成のみ可能性のある範囲)と住宅等は重複しておりません。 ③発電所に係る環境影響評価の手引に従い、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況については、対象事業実施区域周辺の学校、保育所、病院、診療所の位置及び主要な住宅地の位置等を記載いたしました。
			2次	対象事業実施区域の周辺には住居等が存在していることから、土地の改変を行う場所から1kmの範囲内の飲用井戸の有無について確認の上、必要な配慮を行っていただきたいのですが、配慮書時点で、個人所有の井戸については準備書までに地元へのヒアリングや現地踏査等により確認する予定との回答をいただいています。現時点でどこまでヒアリングや踏査が進んでいるか、ご教示ください。	現段階で個人所有の飲用井戸の利用状況は把握できておりません。今後、環境アセスメントの現地調査と並行して実施する調査において、可能な限り位置や利用状況の把握に努めてまいります。本事業の改変区域を含む集水域と地下水を利用する井戸の集水域とが重なる場合には、浅井戸の取水位置を正確に把握した上で、改変による集水域の変化を回避または極力低減させるように留意いたします。なお、利水状況には個人情報が含まれるため、環境影響評価図書への記載は控えさせていただきます。
			3次	本事業の実施により、飲用井戸の利用に支障を来すことは避けることが望ましいと考えますが、2次回答において、「集水域の変化を回避または極力低減させるように留意」とは、支障を来さないことを念頭に対応されると解してよろしいでしょうか。具体的にどのような対応を想定されているかをご教示ください。	地下水利用に支障を与えない計画策定に努めます。地下水量の変化を起こさないという観点から、表流水の集水域面積を極力変更しない、尾根部改変によって、裸地ができる場合には沈砂池を設置してそこから土壌浸透させることを計画しております。また、事業実施前には風力発電機設置場所付近で詳細な地質調査を行い、地下水脈存在深さまでの改変は避けることを合わせて計画いたします。
3-8	191	7鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等	1次	「対象事業実施区域の周辺に」としていますが、対象事業実施区域(道路造成(既存道路の部分的な改変)のみ可能性のある範囲)が今金八束鳥獣保護区と重複しているの、正しい表記に修正してください。	別添資料3-8にお示しいたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-15	199、201	3.2.8 2.自然関係法令等 (4)国土防災関係 ① 森林法に基づく保安林の指定	1次		
			2次	対象事業実施区域内及びその周囲は、水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されているので保安林を避けて計画してください。 やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、調査・予測・評価結果を踏まえ、適正な配慮を行うとともに、国有保安林は所轄の森林管理署、民有保安林は所管の(総合)振興局産業振興部林務課と速やかに打合せをしてください。 また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 ①転用に係る面積が1ha 以上のもの。 ②転用に係る面積が1ha 未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって、保安林の解除を要するもの。	保安林については、できる限り変更を避けるよう検討を行います。保安林内での計画が必要な場合は、所管の森林管理署もしくは(総合)振興局産業振興部林務課と速やかに協議を行い、変更範囲を最小限にする等の必要な対応をいたします。
追加3-16	200、205	3.2.8 2.(4) ⑦山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区	1次		
			2次	対象事業実施区域及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく、山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討すること。	山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討いたします。
追加3-17	202 ～ 204	図3.2-22 図3.2-23 図3.2-24	1次		
			2次	対象事業実施区域内に、砂防指定地、土砂災害警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊)、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所)が含まれることから、函館建設管理部と打合せをしてください。	函館建設管理部と打ち合わせを実施いたします。

4. 「第4章 計画段階環境配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		
			2次		
			3次		

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		
			2次		
			3次		

6. 「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
振動 6-1	308	表4.1-4環境影響評価の項目の選定	1次	建設機械の稼働を要因とする振動について選定されていませんが、発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)においては、「工事用道路等を改変する場合であって、かつ、当該工事場所の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合」には環境影響評価項目として設定するとされています。本事業では、対象事業実施区域及びその周囲に住宅等があり(P143)、振動による影響が懸念されますので、環境影響評価の項目として選定する必要がないと判断された根拠をご教示ください。	建設機械の稼働に係る振動については、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)を基に、工種ごとの振動レベルの伝搬距離を算出いたしました。振動の予測式及び試算結果は別添資料6-1のとおりであり、振動感覚閾値(人が振動を感じ始めるとされる値、55デシベル)については、発生源より50mも離れば、この値を下回ります。本事業においては、風力発電機の設置位置より最も近い住居まで約500m程度の離隔があり、道路の拡幅等が想定される地点では最小限の重機を利用した一時的かつ短期間の工事であることから、振動の影響は極めて小さいものと考えております。そのため、環境影響評価の項目としては選定していません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-2	312	6.1.3 累積的な影響について	1次	事業区域が重複している「(仮称)今金風力発電事業」について、配置及び機種を検討している段階であることから、方法書段階では累積的影響の検討対象としていないとしています。 配慮書段階でも確認していますが、(仮称)今金風力発電事業との累積的影響を検討するのは、「風力発電機の配置及び機種が確定」した段階という回答から変更はないでしょうか。	累積的影響の検討を行うのは、(仮称)今金風力発電事業の風力発電機の配置及び機種が確定した段階、という回答から変更ございません。
			2次	他の事業者についても周辺において事業実施を計画しているため、他の事業者と調整のうえ、景観への影響の低減を図ってください。事業区域が重複している(仮称)今金風力発電事業についても、風力発電機の配置及び機種が確定した段階で累積的影響を低減した位置・配置について調整をお願いします。	事業区域が重複している(仮称)今金風力発電事業について、事業の進捗に応じて適宜、調整を実施するよう努めてまいります。準備書においては、(仮称)今金風力発電事業について、風力発電機の配置及び機種に関する情報が得られた場合には、累積的影響の予測を実施し、本事業においては景観への影響を極力低減するよう努めてまいります。
6-3	313	表6.1-8	1次	人と自然とのふれあい活動の場の工所用資材等の搬出入の項目について、表6.1-4で、環境影響評価の項目として選定していますが、累積的影響の項目で検討するか不明となっています。累積的影響に係る項目での選定の有無について明確にするとともに、選定の有無に係る理由をお示ください。	工所用資材等の搬出入の項目における累積的影響について、現段階においては、長万部町、八雲町及びびせたな町の生コン工場を使用する想定をしており、工事関係車両の主要な走行ルート分散化する計画であること、検討対象とした他事業とは離隔があることから非選定としております。なお、別添資料6-3のとおり、表6.1-8及び表6.1-10(2)において、その旨を記載いたします。
6-4	314 315	表6.1-10	1次	①工所用資材等の搬出入に影響要因とした騒音、振動について、選定しない理由が異なる理由をご教示ください。 ②産業廃棄物及び残土を選定しない理由として、「各事業において実行可能な範囲内で影響を回避又は低減することが必要となる項目」とされていますが、当該内容は、全ての項目に当てはまる内容ではないでしょうか。改めて産業廃棄物及び残土を選定しない理由をお示ください。	①選定しない理由を統一いたします。修正したページを北海道一次別添資料6-4①にお示しいたします。 ②修正したページを北海道一次別添資料6-4②にお示しいたします。
騒音 振動 6-5	319 327	表6.2-1(2) 表6.2-1(10)	1次	5.(1)の【現地調査】について、 ①「平日及び土曜日」とされていますが、日曜・祝日は工事関係車両の出入りはないと解してよろしいでしょうか。 ②「道路交通騒音(振動)」の状況を把握できる日をどのように決定されるのかをご教示ください。	①日曜・祝日の工事関係車両の出入りはございません。 ②交通量が多くなる年末年始、ゴールデンウィーク及びお盆を除く時期において、工事を実施する予定である平日及び土曜日に調査を実施します。
騒音 6-6	319	表6.2-1(2)	1次	10.(2)において、「騒音に係る環境基準について」との整合性について検討されるとしていますが、測定地点はいずれも類型指定がない場所ではないでしょうか。どのように評価するのかをご教示ください。	調査地点は類型の指定はございませんが、参考として、方法書p157 表3.2-18(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)に記載した、昼間70dBとの比較を実施いたします。
騒音 6-7	321	表6.2-1(4)	1次	5.(1)の【現地調査】について、「環境騒音の状況を把握できる日」は、具体的にどのように設定するのかをご教示ください。なお、季節に対する見解や土曜・日曜・祝日を休工とするかを含めた回答としてください。	建設機械の稼働による騒音の評価は「騒音に係る環境基準について」と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価するため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」を参照しております。その中で、「騒音レベルの現地調査は「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に示される測定方法により行う。」と記載されていることから「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき、平均的な状況となる期間の平日を選定いたします。なお、マニュアルにおいて、「一般地域」で対象とする騒音は、人間活動により発生する騒音であるとされており、「人間活動により発生する騒音」は、「工場・事業場騒音、生活道路における道路交通騒音、営業騒音、近隣生活騒音等である。」とされているため、本項目に関してはこの環境基準を利用することにいたしました。 また、調査を行う季節について、夏季においては、虫の鳴き声による影響がある可能性を踏まえ、夏季及び休工である冬季を除く、春季又は秋季にて調査を実施予定です。なお、現時点では、対象事業実施区域の周囲の保全対象家屋の周辺の主な騒音源が、川のせせらぎ音、風による音、木々の擦れる音等と想定されますので、春季及び秋季において、環境騒音による差はないと考えております。工事につきましては、土曜については工事を実施する可能性がございます。日曜・祝日については原則休工とする予定です。
			2次	日曜・祝日を休工としない可能性があるのであれば、日曜・祝日にも調査を実施する必要はないでしょうか。改めて事業者の見解をお示ください。	調査期間中に、平日ではない土曜日、日曜祝日の昼間(6～22時)に1回、追加で調査を実施いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
騒音 6-8	321	表6.2-1(4)	1次	10(2)において、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準との整合性について検討されるとしていますが、「発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)において検討するとされている「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合性に関する評価は不要と判断されたことが適切である根拠をお示しください。 なお、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合を図られる場合には、調査及び予測の手法について修正を要すると考えますので、その内容をあわせてご回答ください。 また、「騒音に係る環境基準について」との整合性について、どのように評価するのかをご教示ください。	対象事業実施区域及びその周囲に分布する騒音に係る規制地域において想定される工事はトラッククレーン、建柱車、高所作業車等を用いた標識や電柱の移設を現時点では想定しております。騒音規制法に示される騒音に係る特定建設作業は行わないため、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合に関する評価は不要と判断しました。なお、今後の詳細設計の結果、対象事業実施区域に含まれる規制地域において、騒音に係る特定建設作業を行う計画に見直した場合は、調査及び予測の手法を見直します。 騒音に係る環境基準につきましては、対象事業実施区域及びその周囲の中で最も厳しいA類型の基準との比較を実施いたします。
騒音 6-9	322	表6.2-1(5)	1次	3.調査地域について、「対象事業実施区域及びその周囲」とは、具体的にどのような範囲であるかをご教示ください。	調査地域としている対象事業実施区域及びその周囲は、図6.2-1の図郭の範囲を示しております。
騒音 超低周波音 6-10	323 325	表6.2-1(6) 表6.2-2(7)	1次	5.調査期間等に関し、環境騒音及び超低周波音の【現地調査】について、 ①環境騒音と超低周波音の調査期間は同一期間とするかについて、ご教示ください。 ②3日間の測定において、平日及び休日の測定とするのかをご教示ください。なお、回答にあたっては、そのように判断された理由をあわせてご教示ください。	①環境騒音と超低周波音の調査期間は同一期間です。 ②現時点では、対象事業実施区域の周囲の保全対象家屋の周辺の主な騒音源が、川のせせらぎ音、風による音、木々の擦れる音等と想定されますので、平日と休日では環境騒音に違いはないと考えております。そのため、測定期間は必ずしも休日も含めた日程とはいたしません。
振動 6-11	327	表6.2-1(10)	1次	10.(2)において、「振動規制法施行規則」に基づく道路交通振動の要請限度との整合性について検討されるとしていますが、測定地点はいずれも区分の指定がない場所ではないでしょうか。どのように評価するのかをご教示ください。	測定地点はいずれの区分も指定はありませんが、評価にあたっては、参考として第1種区域の基準値を使用する予定です。
騒音 振動 超低周波音 6-12	328	表6.2-1(11)	1次	①工事関係車両の主要な走行ルートのうち、工事関係車両の走行が集中する地点は、どのように選定されたのかをご教示ください。 ②建設機械の稼働に係る調査地点について、風力発電機の設置位置を基に設定されていますが、建設機械の稼働が想定される範囲と配慮が必要な施設や住宅等の位置を踏まえ、適切な位置に調査地点が設定されていると判断される根拠をご教示ください。	①工事関係車両の主要な走行ルート沿いに位置する地点及び工事関係車両の主要な走行ルートから枝道に入る場所に位置し、基礎コンクリート打設時にミキサー車の走行が集中する可能性が高い地点を選定しております。 ②建設機械の稼働が想定される風力発電機の設置予定範囲の周囲に存在する近傍の住宅を、区域全体の全方位より設定したため、影響の可能性のある範囲を網羅できていると考えております。
騒音 振動 超低周波音 6-13	329	図6.2-1	1次	①環境2と沿道2は同一地点であるかをご教示ください。 また、同一地点である場合には、交通騒音と建設騒音の両方の影響を受けると想定される地点であると解してよろしいでしょうか。 ②工事関係車両の主要な走行ルートは、騒音の環境基準設定範囲を通るルートですが、環境基準設定範囲内に調査地点を設定する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	①環境2と沿道2は同一地点です。また、交通騒音と建設騒音の両方の影響を受けると想定される地点となります。 ②調査地点は、影響が強く出やすい(現況の交通量が少ない)という観点で、市街地ではなく、より現地に近い地点を選定しております。なお、調査地点においては、対象事業実施区域及びその周囲の中で最も厳しいA類型の基準との比較を実施いたします。
			2次	環境2と沿道2は同一地点とのことですが、 ①発電所に係る環境影響評価の手引(令和6年2月 経済産業省)では、施設の稼働に係る調査地点について、自動車の走行音などの特定の発生源の影響をあまり受けない地点を選ぶものとする、とされています。施設の稼働に係る調査地点を工事用資材等の搬出入に係る調査地点と同一地点とすることを妥当とする根拠をお示しください。 ②交通騒音と建設騒音の両方の影響を受けるとのことですが、同時期に影響を受けることが想定されるのでしょうか。同時期となる場合には累積的影響について評価することに対する見解をお示しください。同時期とはならない場合、どのように工程を調整されるのかをご教示ください。	①同一地点というのは地図上で同一地点という意図で回答しておりました。同一地点であっても、道路交通騒音及び振動については道路付近の地点に測定機材を設置し、環境騒音及び超低周波音については道路からは極力離れた箇所に機材を設置し測定を行いますので、調査地点は異なります。道路交通騒音及び振動については道路環境の騒音及び振動の把握に適した地点に調査地点を設定し、環境騒音及び超低周波音は一般的な環境下における騒音及び超低周波音の把握に適した箇所に調査地点を設定しているため、調査地点の設定としては妥当なものと考えております。 ②調査地点は影響項目によって同じ敷地の中でも別々の箇所に設定しておりますが、今後詳細に検討する工事工程によっては同時期に交通騒音と建設騒音の両方の影響を受ける可能性があるため、準備書段階の工事工程において時期が重なる場合、環境2と沿道2の地点については、累積的影響を評価いたします。
水質 6-14	331	表6.2-1(13)	1次	5.調査期間等において、1降雨につき複数回実施するとされていますが、どのような段階に分けて採水する計画なのか、また、計画どおり採水するためにどのような対応をとられるのかについて、ご教示ください。	降雨前のピンポイント予測をもとに調査の実施を判断いたします。調査当日のピンポイント予測を踏まえ、降雨ピーク時間帯に60～90分の間隔で調査を実施いたします。また、現地で気象レーダーが確認できる場合には、その情報も参照いたします。調査は降雨ピーク前に1、2回、ピーク時間帯に2、3回実施し、透視度計により濁りが収まってきたことを確認して終了いたします。一雨の調査で4～6回の調査を予定しておりますが、濁りが収まり、その後の降雨が見込めないと判断した場合には4回以下で終了することもあります。ただし、調査当日の降雨のピークが20時以降3時以前の時間帯の場合は、安全面の観点から、原則として調査を実施いたしません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
水質 6-15	332	表6.2-1(14)	1次	①農業用水として利用されてる河川であることを根拠として設定されている調査地点はありませんが、農業用水の取水地点の上流側に調査地点を設定する必要性について事業者の見解をご教示ください。 また、調査地点設定に関し、利水者との協議状況及び今後の対応に係る事業者の見解をご教示ください。 ②土質の調査地点は3地点とされ、対象事業実施区域内に調査地点が設定されていない地質が存在しますが、3地点のみで良いと判断された理由をご教示ください。	①農業用水として利用されてる河川であることを根拠として追記いたします。修正した資料を別添資料6-15①にお示しいたします。現地確認を踏まえ、可能な限り上流で調査地点を設定しております。現段階で利水者との協議は実施しておりませんが、今後の環境調査、予測、評価によって影響が生じる可能性がある場合は影響の回避、低減策を検討の上、関係機関と協議することを検討いたします。 ②風力発電機の設置予定範囲内に含まれる3種の地質を対象といたしました。
			2次	①1次回答①において、利水者との協議は、現地調査開始前に実施するとされていますが、利水者から調査地点や調査項目、調査回数等の追加に係る要望があった場合は、どのような対応を想定されているかをご教示ください。 ②1次回答②において、風力発電機の設置予定範囲内のみを対象としたとされていますが、その他土地の改変箇所を対象とした調査地点を設定する必要はないとする根拠をお示しください。 ③内水面漁業権が設定されていますので、水質調査地点について適切な箇所を設定してください。	①意見の内容について現段階で水質の調査計画では網羅できず、事業への影響を予測するにあたって調査地点や回数の追加が必要と判断した場合は、適宜調査計画への反映を検討いたします。 ②対象事業実施区域(既存道路幅幅部分を除く)の地質は、「1. 礫・砂」、「2. 砂岩泥互層」、「3. 泥岩」、「4. 砂岩」の4種類です。このうち、「1. 礫・砂の砂の部分」、「2. 砂岩泥互層のうち泥岩が存在する部分」、「3. 泥岩」での調査を予定しております。これは、対象事業実施区域に設置する沈砂池排水中の浮遊物質量濃度を予測するために各土質の沈降特性係数を測定する上で、安全側の予測に必要なのは沈降しにくい土質の沈降特性係数であり、土質の沈降の際に4の砂岩は3の泥岩より早く沈降すると判断したため、調査地点に選定いたしませんでした。したがって、対象事業実施区域に設置する沈砂池排水中の浮遊物質量予測において、3か所での調査は妥当であると判断しております。 ③区域と重複する内水面漁業権が設定されている河川につきまして、現段階で安全に降雨時調査が実施可能な最上流の地点に調査地点を設定しております。調査に当たっては、漁業権者とも協議を行ったうえで実施いたします。
			3次	さげます増殖河川の関係者について、農業用水の利水者や漁業権者同様、現地調査開始前に協議を行い、適切に影響を予測・評価することが可能な地点に調査地点が設定されているか等を確認する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	本事業についてはさげます増殖河川の関係機関へ事業や調査に関する説明を行っておりますので、今後も引き続き情報共有に努めてまいります。
水質 6-16	333	図6.2-2(1)	1次	415ページでは、住民等からの意見として「事業想定区域の細流や溜まり・湿地はエゾホトケやエゾサンショウウオの生息地となっております」との意見がありますが、当該意見にある生息地の範囲をどのように捉えているか、事業者の見解をご教示ください。 また、生息地の範囲に対する見解を踏まえ、適切な調査地点が設定されていると判断されている理由をご教示ください。	現時点ではエゾホトケドジョウ及びエゾサンショウウオが生息している細流や溜まり・湿地の位置を確認できていないため、現地調査においてこれらの種の生息の把握に努めます。 エゾホトケドジョウに関しては、事業実施に伴い濁水が流入する可能性がある地点として、地形を基に算出した集水域と河川が合流する位置を水質調査の地点に設定しており、谷部の耕作地と山腹の境となる細流等は、サンショウウオ等の調査時に併せて確認を行います。また、エゾサンショウウオに関しては、主に産卵期に卵囊の確認を想定しており、谷部の耕作地と山腹の境となる細流や溜まり及び谷部の湿地等の確認と、未舗装路のわたちの水溜まり等を確認することとしております。
風車の影 追加6-40	335	表6.2-1(15)	1次		
			2次	10.評価の手法において参考にするとしているドイツの指針値について、実際の気象条件等を考慮する場合と考慮しない場合の指針値の両方を記載しています。これは、予測地域の範囲内の住宅等において、どちらか片方の指針値でも超えた場合は、環境影響を回避又は低減するための環境保全措置がなされているか評価するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、実際の気象条件を考慮しない条件(曇一つない晴天・風車が常に回転・太陽と正対)下の海外のガイドラインの指針値を参考に、環境保全目標値を設定し予測・評価を行います。
動物生態系 追加6-41	337 ～ 361 379 ～ 391	調査、予測及び評価の手法(動物、生態系)	1次		
			2次	天然記念物鳥類の繁殖の確認調査及び生息状況調査、並びにバードストライク及び移動経路阻害の可能性に係る調査等について、専門家の助言等に基づき、適切かつ十分に行ってください。専門家から追加・補足的な調査を要請された場合は適切に実施してください。これらの調査等に基づいて科学的なデータを提示し、事業計画が文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	天然記念物を含む鳥類について、専門家からの助言も踏まえ適切に調査を実施いたします。その調査結果を踏まえ、事業計画が文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かについて、すなわち天然記念物鳥類へ重大な影響が生じるかどうかの観点も含めて準備書段階において専門家からの意見聴取をおこないます。また、事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合には文化庁と協議いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
動物 植物 生態系 6-17	340 364 381	表6.2-1(19) 表6.2-1(34) 表6.2-1(39)	1次	予測対象時期の「造成等の施工による動植物の生息(育)環境への影響が最大となる時期」と、発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大となる時期」は具体的にどのタイミングを指すのか、それぞれご教示ください。	「造成等の施工による動植物の生息(育)環境への影響が最大となる時期」については、工事の工程により各動植物種に与える影響は異なることから、造成等の施工工事を実施している期間すべてといたします。「発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大となる時期」は、設置予定となる風力発電機全号機の運転が定常状態となる場合を示します。
動物 6-18	341 342	表6.2-1(20)	1次	<p>①哺乳類の直接観察調査、フィールドサイン調査、コウモリ類のバットディテクターによる入感状況調査、鳥類の任意観察調査、昆虫類の一般採集調査を行う踏査ルートが不明です。現時点で想定している踏査ルートをお示し下さい。また、現時点で想定している踏査ルート以外のルートも踏査する予定がある場合は、そのルートの選定基準についても合わせてお示し下さい。</p> <p>②小型哺乳類捕獲調査において、墜落缶を5個設置すると記載されていますが、墜落缶の設置数は、一地点あたり(環境区分毎に)少なくとも20~30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適切な手法による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。またその際、1地点当たり1晩設置することですが、その間は定期的な見回り・確認はするのでしょうか。墜落缶におけるキツネ等による持ち去りや、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考えると、回収時のみの確認とした場合は、調査精度に影響が生じたり、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられますが、確認頻度についてどのように考えるか、あわせて伺います。</p> <p>③昆虫類の調査について、風力発電機が存在や尾根への建設による影響が懸念される飛翔性昆虫及び吹上昆虫についても調査を実施していただきたいのですが、事業者の見解を伺います。</p> <p>④夜間の渡りの調査について、配慮書手続き時に実施した質問及び事業者回答において、「レーダー調査や暗視機器を用いた調査でも種の判断は難しいところではありますが、それぞれの長所及び短所を確認した上で、併用した調査の実施について検討いたします。」と回答がりましたが、レーダー調査や暗視機器を用いた調査の実施の適否を検討した経緯についてご教示ください。</p>	<p>①現時点で想定しているルートは、爬虫類、両生類、陸産貝類、底生動物(ザリガニ類)の調査における踏査ルートと同様であり、現段階で確認できる道を踏査ルートとして示しております。現地調査の際には、風力発電機の設置予定位置及び管理用道路の拡幅等による変更を伴う場所については、可能な限り細かく踏査し、準備書においてそのルートをお示しいたします。踏査ルート以外のルートについては、特に選定基準はありませんが、各項目の調査手法により確認及び採集ができる場所を探すことで、ルートができることとなります。</p> <p>②当事業での小型哺乳類捕獲調査の目的としては、トガリネズミ類及びネズミ類の種類の確認と考えており、定量的なところまでの把握は目的としておりません。シャーマントラップを併用することとしており、墜落缶を20~30個設置するほどではないと考えております。また、ヒグマとの接触を避けるためにも、小型哺乳類捕獲調査においては極力夜間の見回りは実施しないと考えております。そのため、シャーマントラップでは餌を多めに入れる、体感温度を高めるためにティッシュなどを入れる等の対応を、墜落缶では、通常餌は入れませんが、春や秋等の気温が下がる時期には餌となるミミズ等を入れる等の対応をした調査を検討しております。なお、過去の実績からは、突発的に雨や雪が降るなど気象状況が悪くならなければ、翌日の確認においても生息していることが多いと認識しております。</p> <p>③現状として、そのような調査が確立されていないことや、簡易ライトトラップを10m程度の高さに設置したことはあるものの、設置できる樹林内の種の確認に偏ることから、現状としては予測評価に耐えうる調査ではないと考えております。</p> <p>④配慮書以降に現地を確認したところ、対象事業実施区域周辺は、台地上に牧草地など水平に視野が取れる場所が存在していることが判明したことから、レーダー調査を実施できると判断しました。一方暗視機器による調査は、観察範囲が狭いことから、夜間は高い場所を飛翔する傾向にある鳥類を確認するには難しいと考えられ、現状での実施は考えておりません。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
動物 6-18	341 342	表6.2-1(20)	2次	<p>①1次回答の②について、小型哺乳類捕獲調査の目的が「トガリネズミ類及びネズミ類の種類の確認」とありますが、シャーマントラップと墜落缶を併用する理由、個数が異なる理由を伺います。その上で、墜落缶が5個で十分とする根拠を説明願います。</p> <p>「平成28年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(両生類・爬虫類・哺乳類調査編)」（国土交通省）に、トガリネズミ類の捕獲には、1調査地区あたり30個程度の墜落缶を2晩設置し、と記載されているほか、道内での実際の捕獲例として、「Effect of different soil horizons on distribution of soxres species in Hokkaido, Japan」(Nojima et al. 2013)では、40個・6晩のトラップ設置で、比較的個体数が多いと考えられるオオアシトガリネズミやヒメトガリネズミでも平均で一桁の個体の捕獲しかされておらず、個体数が少ないトキョウトガリネズミの分布状況を把握するにはトラップの数に不足があるのではないかと懸念しています。また、トガリネズミ類がネズミ用に仕掛けたシャーマントラップに入ることはありますが、シャーマントラップの性質上、作動後は震としての機能は果たせなくなる一方、設置期間中全てトラップとして機能する墜落缶であれば確実なデータ収集が可能であると思われませんが、墜落缶の設置数について、改めて事業者の見解を伺います。</p>	<p>①墜落缶5個の設置を想定した点について、公表されている成果としての根拠はございませんが、これまでの調査経験から設定いたしました。</p> <p>なお、墜落缶トラップを実施する際はご助言も踏まえ、個数や調査の手法については有識者から意見聴取を行った上で、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」(国土交通省、平成28年)等に記載されている一般的な手法も参考に、適切な方法を用いて調査を実施する方針です。</p>
			3次	<p>②1次回答の②について、生息種の確認だけでなく「個体数等を記録」としている中で、定量的な把握を目的としていない理由を伺います。</p> <p>加えて、ヒグマにより調査に影響が生じるおそれがあるように見受けられますが、影響のリカバリー等をどのように行うのかも伺います。</p> <p>③1次回答の④について、レーダー調査の能力、特に高度による精度の変化について、ローター高をカバーする範囲で十分な精度が得られるのか、それ以上の高度はどの程度まで有効なのか、見解を伺います。</p> <p>また、レーダー調査の精度がバードストライクを評価するのに十分といえるのか、そうでない場合はどのように補うのかも併せて伺います。</p>	<p>②本調査の目的は、どのような種がどのような環境に生息しているかを把握することと捉えています。定量的な把握、すなわち個体数密度推定を行うための調査ではないと位置づけています。</p> <p>また、調査員の安全確保の観点からも、ヒグマの生息は調査計画にも影響が生じます。日中には適切に見回りをおこなうこと、またトラップ地点は極力アクセスがよい場所に設定するといった対応をとることで、前述のどのような種がどのような環境に生息しているかというデータが把握できるものと考えます。</p> <p>③レーダー調査については、回転方向を水平方向にするのかあるいは垂直方向にするのかでもとれるデータの質はかわります。様々なパラメータの設定にもよりますが、風車高さあたりの飛翔数を捉える場合には、これまでの実績等を踏まえ、垂直方向に回した場合で、概ね高さ50mあたりから高度500mあたりのデータは精度高く得られているものと捉えています。</p> <p>レーダーにより得られた結果については、風力発電機を含む高度での飛翔数が把握できるため、小鳥類等のバードストライクのリスクの程度は考察できると考えます。</p>
			3次	<p>小型哺乳類調査は「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」(国土交通省、平成28年)等に記載されている一般的な手法も参考に実施するとのことですが、当該マニュアルにあるとおり、1調査地区あたり30個程度の墜落缶を併用することによって間違いのないでしょうか。</p> <p>また、図書では1晩、当該マニュアルでは2晩設置と記載されていますが、どちらを採用する予定か、併せてご教示ください。</p>	<p>1調査区あたり20～30個程度の設置を考えております。設置は1晩と考えております。現地での状況にあわせ、適宜変更する可能性はありますが、おおむねこのような形での実施を想定しております。</p>
動物 6-19	343	表6.2-1(23)	1次	<p>夜間録音調査地点について、IC4地点がトドマツ植林地となっていますが、自然度9であるチシマザサナ群集のエリアに設定しなかった理由をご教示ください。</p>	<p>IC4の地点について、林縁部に近く比較的ICレコーダーを設置しやすいと考えられる位置に調査地点を設定しております。ただし、当該位置はトドマツ植林地とチシマザサナ群集が入り組んでいる場所であるため、現地調査の際には極力チシマザサナ群集での設置に努めます。</p>
動物 6-20	346	表6.2-1(29)	1次	<p>P403の専門家ヒアリングにおいて、秋の渡り時期としては8月から始まるため8月も含めるのが良い。と意見されていますが、秋の渡り時期での鳥類相を把握することが目的の一般鳥類調査についても、渡り時の移動経路の調査についても、調査期間に8月が含まれていませんが、この専門家意見をどのように捉え、このような時期設定としたのか、お示しください。</p>	<p>専門家からは、シギ・チドリ類など一部の種についての話をされたものと考えており、対象事業実施区域に対してはガン類などの水鳥の通過が考えられるほか、内陸性の猛禽類や小鳥類の通過も推測されます。そのため、9月以降での観察でも移動の種類や移動経路等は把握できるものと考え、秋は9～11月と設定しております。</p>
			2次	<p>エゾムシクイ、コサメビタキ、センダイムシクイ、コリリ等は8月中旬から、カッコウはそれよりも前から渡りの移動をしますが、これらはどのようにして把握するのか、伺います。</p>	<p>猛禽類調査を毎月実施し、一般鳥類調査も夏季に実施する予定であり、その際に確認された鳥類の渡りについても記録することで、ご指摘の時期の状況の把握にも努めたいと考えております。</p>
			3次	<p>縄張り性の繁殖鳥と渡り鳥は可能な限り区別して、調査・予測・評価を実施してください。</p>	<p>縄張り性の繁殖鳥と渡り鳥については、区別して調査・予測・評価を実施するようにいたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
動物 6-21	349- 356	図6.2-4	1次	全般的に、対象事業実施区域の植生の多様さに対して、調査位置の設定が少なすぎるように思われます。この程度の地点設定で、対象事業実施区域内の状況を十分に把握できるとする根拠をお示ください。	現存の植生図を基に作成した環境類型区分に応じて、調査地点を設定しております。現地調査に入る際には、実際の植生に応じて調査地点の追加を検討いたします。
動物 6-22	350	図6.2-4(2)	1次	p.402の専門家ヒアリングにおいて調査地点の追加について指摘があり、調査地点を調整する旨の対応が示されていますが、地点をどのように調整したのか、説明してください。調整結果が反映されていないのであれば、今後、どこに調査地点を設置することを検討しているかお示ください。	コウモリの音声モニタリング調査における調査地点について、ヒアリング実施時は、現状の対象事業実施区域西側のBM1～BM6にかけての範囲に2地点しか設けておらず、全体で5地点として適宜調査地点の追加、移動地点及び踏査を用いることで、区域における猛禽類の利用状況を把握できるものと考えております。調査を実施した上で新たに設定した地点については、準備書においてお示いたします。
動物 6-23	352	図6.2-4(4)	1次	希少猛禽類の調査地点について、「資料3.」に地上視野と上空視野が示されていますが、事業区域内の地上視野が少ないだけでなく、一部上空視野すら確保できていない箇所があります。これでは猛禽類の区域の利用状況を正しく把握することはできないと考えられるため、調査地点を追加する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	図面上の上空視野は3kmまでの範囲を示しておりますが、実際には3kmよりも少し先まで確認できております。そのため、一部上空視野が確保できていないと見える箇所も、調査の際には確認できるものと考えます。また、猛禽類の出現状況に応じて適宜調査地点の追加、移動地点及び踏査を用いることで、区域における猛禽類の利用状況を把握できるものと考えております。調査を実施した上で新たに設定した地点については、準備書においてお示いたします。
動物 6-24	353	図6.2-4(5)	1次	鳥類の渡りの定点観察調査地点について、「資料3.」に地上視野と上空視野が示されていますが、視野の連続性が欠けていたり、また区域より東側の視野がほとんど確保されていませんが、十分な調査が可能なのでしょうか。事業者の見解を伺います。	渡りの調査地点としては、対象事業実施区域を南北方向及び東西方向の渡りを確認できる位置を設定しております。そのため、現状の調査地点によりそれぞれの方向の渡りを確認できるものと考えております。実施に際しては、伐採地などの発生により、視界の良い場所が確認された場合には、適宜地点の変更を行い、対象事業実施区域付近での渡りの状況の把握に努めます。
			2次		
			3次	1次回答に「伐採地などの発生により、視界の良い場所が確認された場合には、適宜地点の変更を行い」とありますが、調査時に伐採地などの発生がない場合、区域より東側の視野がほとんど確保されていない区域の状況はどのようにして把握するのでしょうか。視野が確保できる地点で調査できないような環境であるならば、代替案を示す必要があると考えますが、実態を正しく把握できなかった場合、どのような調査により不可視部分を補完するのか、現段階の想定をご教示ください。	渡り鳥の調査地点について、猛禽類調査地点のst.5、7、11も追加するよう検討しております。ご指摘いただいた区域内の視野の連続性や区域東側の状況を確認できるよう留意して調査を実施してまいります。また、1次回答のとおり、伐開地が新たにできるなど、渡り鳥の状況を把握するためによりよい地点ができた場合には新規で地点を選定することを考えております。加えて、風車設置予定範囲周辺で、視野がどうしても確保できない場所が生じた場合には、高所作業車等を用いて調査するなど、可能な限り確認できるよう工夫して調査を進めてまいります。
動物 6-25	354	図6.2-4(6)	1次	レーダー調査について、ここに調査地点を設置することで、どのくらいの範囲の移動物体を把握できるのでしょうか。	レーダー調査における移動物体の把握範囲は、調査位置からおおよそ1～3kmです。そのため設定している調査地点からは、対象事業実施区域の中央部における移動物体を把握できるものと考えております。
動物 6-26	355	図6.2-4(9)	1次	爬虫類、両生類、陸生貝類、底生動物(ザリガニ類)の踏査ルートが全て共通となっていますが、どのような観点からルートを設定したのか、お示ください。	踏査ルートは、現段階で確認できる道を示しております。現地調査の際には、風力発電機の設置予定位置及び管理用道路の幅等による変更を伴う場所については可能な限り踏査し、準備書においてそのルートをお示いたします。
動物 6-27	357	図6.2-4(9)	1次	調査地点が水環境の調査地点と概ね同様の位置となっていますが、重要種の生息状況を把握する必要があることから、変更が想定される風力発電機の設置予定範囲周辺の河川にも調査地点を設ける必要があるのではないのでしょうか。調査地点の追加・変更について事業者の見解をご教示ください。	現状の風力発電機設置予定範囲は、河川が確認されていない範囲に設定しております。そのため、河川に与える影響としては工事に伴う濁水の流入が考えられ、集水域を基に調査地点を設定した水質調査と同様の地点を、魚類・底生動物の調査地点としております。ただし、現地調査において新たな沢や細流等が確認された場合には、調査地点の追加を検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
植物 6-28	366	図6.2-5	1次	植物の踏査ルートについて、風力発電機の設置予定範囲から外れていたたり、途中で途切れていたりする部分があります。変更が想定される風力発電機の設置予定範囲については、特に細かな把握が重要なのではないかと考えますが、ルート設定に関する事業者の見解を伺います。	踏査ルートは、現段階で確認できる道を示しております。現地調査の際には、風力発電機の設置予定位置及び管理用道路の拡幅等による変更を伴う場所については可能な限り踏査し、準備書においてそのルートをお示しいたします。
			2次	①他の踏査ルートに関する質問でも同様の回答を得ていますが、「現段階で確認できる道」とは、どの程度の道なのか(例:ササの刈り払い等なく踏査可能等)、また、現地で確認したものなのか、それとも航空写真等で把握したものなのか分かるよう、具体的にご教示ください。 ②現時点での最小の踏査予定ルートであって、今後、変更箇所についてはルートを増やすという認識でよろしいでしょうか。	①現地において、整備された林道を含め一般車両で走行できた道を示しております。また、悪路のため走行を断念した箇所のうち、航空写真にてその先に道が続いていることが確認できた箇所についても、記載しております。 ②示しているのは現時点での最小の踏査ルートであり、実際の現地調査の際には、変更箇所を中心にルートを増やしていきます。
			3次	現地のササが深く、変更箇所に侵入できないなどといった要因で調査できない可能性もあり、そのような場合、環境影響評価ができないこととなりますが、実態を正しく把握できなかった場合は変更区域とすることを回避するなどの対応は検討しているのか、事業者の見解をご教示ください。	変更の可能性のある箇所については、ササの刈り払い等も検討した上で踏査による調査をおこなってまいります。
生態系 6-29	379 380 382	上位性注目種	1次	上位性注目種として選定されたクマタカについて、餌種としてヤマドリをあげていますが、北海道には基本的に分布しておらず、文献その他の資料調査による確認種一覧にもない種を、どのような意図で調査対象としたのでしょうか。	本州における計画の内容にて記載しておりました。ヤマドリと同程度の大きさで、対象事業実施区域周辺で生息が確認されているキジに変更して、計画を進めたいと考えております。
			2次	ヤマドリとキジでは主な生息環境が大きく異なること、北海道においてはキジ(厳密にはタイリクキジの亜種コウライキジで本州のキジとは別種)は放鳥により生息するようになったもののヤマドリとは生息環境が異なることから、キジがクマタカの餌資源調査対象となり得る理由を伺います。	コウライキジはヤマドリと生息環境は異なりますが、対象事業実施区域及びその周囲には開けた場所も多く、樹林内においても多くの場所で林道があるため、幅広く生息しクマタカの餌資源になり得ると考えております。 このほか、調査においては、クマタカの餌資源となる中型鳥類(キジバト、カケス等)も補足的に記録することや、クマタカの営巣地が確認された場合は、実際に利用している餌種の特定に努め、その結果も踏まえた上で適切にクマタカの餌資源への影響を検討してまいります。
			3次	クマタカがコウライキジを餌としている根拠があればそれをお示しください。もしなければ、クマタカは主に哺乳類を餌種としていると考えられるので、餌種について再考する必要があるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	道外ではありますが、クマタカがキジを餌にしたとする事例は確認されています。 餌種については、当該地域で実際に利用されている餌種の特定は行われておらず、不明な所も多いと考えております。ご指摘のとおり哺乳類も利用している可能性が考えられます。猛禽類調査等の現地調査において、どのような種を餌として利用しているのかを把握し、その結果にあわせて適宜餌種の見直し等もおこない、事業実施による影響について適切に予測及び評価をおこなってまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
生態系 6-30	382	表6.2-1(40)	1次	検討対象としてあげたそれぞれの種は、どのような理由で上位性種、或いは典型性種の候補としたのでしょうか。	上位性の注目種としては、食物連鎖における上位に位置する種を選定しました。特に、対象事業実施区域及びその周囲において広い範囲を活動する種とし、風力発電事業ということも踏まえ、地上より高い空間を利用する種を多く選定しております。典型性の注目種としては、上位性よりも移動範囲は限られるものの、生息密度数が高い傾向を示す種とし、多様な環境を利用する種で、確認がしやすい種とし、風力発電事業ということで、地上よりも高い空間を利用する種や、対象事業実施区域内が生活圏となる種も含め、地上の改変による影響が想定される種を選定しております。
			2次	「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省)」には、「注目種については、基本的に空間利用する鳥類を選定種に含めることが望ましい。」とあります。こちらを踏まえ、鳥類と比較してタヌキの方が本地域の典型性を代表する種であるとした理由について、具体的にご教示ください。	対象事業実施区域及びその周囲は、樹林だけでなく牧草地や草地、水辺等の多岐にわたる環境が広がっており、それらの多様な環境を利用する種としてタヌキを選定しております。なお、過去の風力発電にかかる環境影響評価の生態系項目では、経産省からの指摘も踏まえ、タヌキも含めた四つ足の哺乳類が典型性注目種として選定されているものも多数ありました。鳥類だけではなく、本地域を利用していると考えられるこれら哺乳類も候補種として含めることは妥当と考えます。一方で、ご指摘のとおり風力発電事業の特性を鑑みると鳥類の方が望ましいとの見解もあることから、現地調査結果も踏まえ、典型性注目種については引き続き適切に選定できるよう努めてまいります。
			3次	①過去の風力発電事業に係る経産省からの指摘について記載がありますが、どのような指摘であったのか、ご教示ください。 ②「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省)」は本年2月に改定されたものであり、過去の事業の手続き時と見解が異なる可能性も考えられるので、経産省の見解を改めて確認し、妥当性を判断するのが望ましいと考えますが、事業者の見解をご教示ください。	①改変される区域を含めて行動圏が相応に広い四つ足の哺乳類を選定することが開発事業においては適切なのではないか、といった旨のご指摘でした。 ②「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省)」の改訂における経産省の見解を改めて確認し、また、経産省での審査等の状況も踏まえつつ、適切な種を選定してまいります。
生態系 6-31	382	表6.2-1(41)	1次	タヌキの生息状況調査について、調査範囲を網羅するように踏査するとしていますが、p.386の図をみると、他の分類群とほぼ同様のルートとなっています。本踏査ルートの何をもって「網羅する」としているのか、事業者の見解をご教示ください。	生息状況調査については、哺乳類のフィールドサイン調査などによる踏査した結果や環境類型別に設置する自動撮影装置の結果を利用いたします。踏査ルートは、現段階で確認できる道を示しておりますが、タヌキの生態を考慮して出現しそうな立地や環境を踏査することで、風力発電機の設置予定位置及び管理用道路の幅等による改変を伴う場所については可能な限り踏査することで、調査範囲を網羅することを予定しております。
生態系 6-32	384	表6.2-6(1)	1次	調査地点は希少猛禽類の調査位置と同様ですが、森林性の猛禽類であるクマタカの生息状況を調査する上で、事業区域内の地上視野が少ないこれらの調査位置で不足はないのでしょうか。調査位置についての事業者の見解を伺います。	現状の調査地点としては、上空視野から対象事業実施区域を網羅できる地点を設定しております。実際の調査の際には、クマタカの出現状況に応じて適宜調査地点の追加、移動地点及び踏査を用いることで、区域におけるクマタカの利用状況を把握できるものと考えております。調査を実施した上で新たに設定した定点については、準備書においてお示しいたします。
景観 6-33	392	表6.2-1(44)	1次	現地調査を行う「新緑期、繁茂期、落葉期、積雪期」はそれぞれ何月を想定しているのか、ご教示ください。	景観の現地調査では基本的に新緑期は4～6月、繁茂期は7～8月、落葉期は11～12月、積雪期は1月～3月を想定しておりますが、現地の調査年の気候や天候、植生の状況も考慮し、季節による眺望の変化が適切に把握できる時期に現地調査を行います。
景観 6-34	393	表6.2-1(45)	1次	予測の基本的な手法について、「フォトモニタージュ法により、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測する」とありますが、その際、地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモニタージュを活用したアンケートは実施されるでしょうか。影響予測の手法について具体的にご教示願います。	現時点においてはフォトモニタージュを活用したアンケートの実施は予定しておりません。住民説明会等を通じ、意見聴取に努めて参ります。影響予測の手法については、主要な眺望点及び景観資源の位置関係や、眺望の変化の程度を予測いたします。
			2次	①住民説明会等を通じて意見聴取に努めるとのことですが、調査地点の中には町外の人でも利用する施設があることや、住民説明会に参加していない住民もいることから、施設の利用者に直接アンケートを実施することは、実態をつかむうえで有効な方法であると考えますが、事業者の見解を伺います。 ②フォトモニタージュ作成の際は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分ごとに四季(春季・夏季・秋季・冬季)を通して撮影した写真で複数枚作成してください。また、使用する写真は35mm フィルム換算の焦点距離 50mm 相当で撮影するなどし、肉眼で見たときの印象に近くなるように作成をお願いします。	①今後の手続きにおいて現地調査及び予測を実施し、眺望景観に重大な影響が生じる施設が確認された場合には、アンケート調査の実施を検討します。 ②フォトモニタージュの作成の際には、風力発電機が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、4季を通して撮影した写真を使用します。また、フォトモニタージュをお示しする際には、肉眼で見たときの印象に近くなるよう留意します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
景観 6-35	394	表6.2-1(46)	1次	<p>本表のせたな青少年旅行村から常代の松まで、不特定かつ多数の者が眺望目的で利用する地点に該当しないことを理由に調査地点としていませんが、少なくともせたな青少年旅行村は眺望利用があることがp.122に記載されています。</p> <p>何を根拠に「不特定かつ多数の者が眺望目的で利用する地点に該当しない」と判断し調査対象外としたのか、それぞれ具体的に説明してください。</p>	<p>「せたな青少年旅行村」については、利用者がキャンプ場の利用者に限定され、不特定の利用に該当しないこと、「せたな青少年旅行村」は「立象山公園」の敷地内に位置していること、より不特定かつ多数が眺望目的で利用することが想定される「立象山公園」の展望台を主要な眺望点の代表地点として選定していることから、調査対象外といたしました。その他の地点については、公的なHPや観光パンフレット等から眺望に関する情報が得られなかったことから、眺望目的で利用する地点に該当しないと判断し、調査対象外といたしました。</p>
景観 追加6-42	395	図6.2-7	1次		
			2次	<p>事業実施想定区域の周辺には、狩場茂津多道立自然公園及び檜山道立自然公園が近接している上に、環境緑地保護地区の「浮島」等が存在することから、本事業の実施により、これら眺望点からの景観に対する影響が懸念されます。</p> <p>その他、本事業は規模(高さ)が最高180mと大型であることから、公園利用施設・眺望点からの景観に対する重大な影響が懸念されます。</p> <p>以上のことから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減してください。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p>
人触れ 6-36	396	表6.2-1(47)	1次	<p>配慮書手続き時に実施した質問及び事業者回答において、「人と自然との触れ合いの活動の場」につきましては、本配慮書に対する関係機関や地元の皆様からのご意見を踏まえ、関係自治体へのヒアリングを実施する方針であります。」と事業者から回答をいただいていたのですが、本ページの人と自然との触れ合いの活動の場は配慮書と同様の地点となっています。</p> <p>関係自治体へのヒアリングの結果、どのような意見を受け、配慮書段階と同様の地点としたのか、選定の経緯をご教示ください。</p>	<p>人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、配慮書に対し特段ご意見を頂戴しなかったことから、方法書作成段階ではなく現地調査の実施前に、本方法書に対する関係機関や地元の皆様からのご意見等も確認の上、関係自治体に直近の状況を含めた情報収集のヒアリングを実施する方針といたしました。</p>
			2次	<p>本手続き終了後に、関係自治体に直近の状況をヒアリングし、その結果を調査計画に反映した上で現地調査されるという認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>ご認識いただいているとおりです。現地調査の実施前に、関係自治体に直近の状況を含めた情報収集のヒアリングを行い、その結果も踏まえた調査計画を検討した上で現地調査を実施いたします。</p>
人触れ 6-37	397	表6.2-1(48)	1次	<p>予測地点を表6.2-1(51)に示した箇所としていますが、図2.2-6によると、工事関係車両は長万部町や八雲町内も走行することとなっています。特に、八雲町風力発電事業は工事時期も重複することから、重複するルート上にも調査地点を設ける必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>工事関係車両の主要な走行ルートについては、現段階においては、長万部町、八雲町及びせたな町の生コン工場を使用する想定をしており、工事関係車両の主要な走行ルートを分散化する計画であること、また工事関係車両の走行が最も集中するのはせたな町内及び今金町内であることも踏まえ、十分な範囲内において調査地点が設定できているものと判断しております。</p>
廃棄物等 6-38	401	表6.2-1(52)	1次	<p>1.予測の基本的な手法において、「発生量を予測する。」とされていますが、発電所に係る環境影響評価の手引きでは、産業廃棄物については「発生量に加えて最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査、予測を行う。」とされており、残土については「発生量に加えて最終処分量、再使用量の把握を通じた調査、予測を行う。」とされています。</p> <p>発生量の予測のみで適切な予測、評価が行えると判断された理由をご教示ください。</p>	<p>廃棄物については発生量だけでなく、中間処理の把握も含め、有効利用量及び処分量を予測いたします。残土についても発生量だけでなく、盛土による再使用量も踏まえた最終処分量を予測します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
植物 6-39	404	表6-2-2(3)	1次	<p>専門家から、「植生調査について、可能であれば初夏を含めた3季に調査を実施するか、春から初夏にかけて、夏から秋にかけての2季に調査を実施すること」と意見があり、事業者の対応として「春から初夏にかけて」及び「夏から秋にかけて」の2季での実施に修正することが記載されています。このことについて、</p> <p>①「春から初夏にかけて」及び「夏から秋にかけて」の具体的な時期は、(4～8月)、(7月～10月)ということでしょうか。</p> <p>②実際の調査手法を確認すると、初夏、夏の2季となっており、対応と整合していません。秋の調査が行われないことになっていますが、専門家の意見への対応としてこれで十分と考えた根拠をお示しください。</p>	<p>専門家からいただいたご意見のとおり、春を4月上旬～5月上旬、初夏を5月下旬～6月中旬、夏を7月上旬～8月上旬、秋を8月下旬～9月下旬と考えております。このことから、</p> <p>①「春から初夏にかけて」は4～6月頃、「夏から秋にかけて」を7～9月頃と考えております。</p> <p>②「春から初夏にかけて」に対して初夏を、「夏から秋にかけて」に対して夏を設定し、2季としております。</p>

7. 「第7章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-1	410	(1)騒音及び風車の影	1次	<p>「風車と住宅等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること」との意見について、対象事業実施区域設定の際にどのように対応をされたのかをご教示ください。</p>	<p>住宅等から近傍の区域を現段階で可能な限り除外し、最寄りの住居までの距離は変わらなかったものの、全体的な離隔を広げました。</p>
			2次	<p>①配慮書時点の事業実施想定区域から2kmの範囲には349戸の住宅等がありましたが、方法書時点での風力発電機設置予定範囲から2kmの範囲内では何軒の住宅等があるのかご教示ください。</p> <p>②最寄りの住宅等からの離隔が配慮書時点から変わらず500mであり、風車の影の影響が想定される風車のローター直径の10倍の範囲内には住宅等が多くあります。なぜ離隔を取らなかったのか、今後どのような対応を想定されているのか、ご教示ください。</p>	<p>①方法書時点での風力発電機設置予定範囲から2kmの範囲内では51戸の住宅等がございます。</p> <p>②施設の稼働に伴う風車の影の影響は、風力発電機との離隔距離のみで一概に示せるものではなく、風力発電機の配置との位置関係や地形の高低及び遮蔽状況等によっても、風車の影のかかる範囲並びに影のかかる時間は変化いたします。そのため、適切な住宅等との離隔距離については調査及び予測結果を踏まえて検討することが適切と考え、現時点では配慮書時点の同様の離隔距離の配置計画といたしました。今後、調査結果及び予測結果を踏まえて、風車の影やその他の環境影響要因の影響を低減する離隔距離や風車配置を検討して参ります。</p>
7-2	411 ～ 412	表7.1-1(2)(3)	1次	<p>「水道水源の水質に影響を及ぼすと考えられる区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること」との意見について、対象事業実施区域設定の際にどのように対応をされたのかをご教示ください。</p>	<p>現段階で河川を可能な限り除外いたしました。</p>
			2次	<p>①河川は可能な限り除外したとのことですが、水道水源の集水域や一部の河川は対象事業実施区域に含まれています。区域を設定するに当たって、なぜこれらを除外しなかったのかご教示ください。また、今後集水域や河川を避けて区域を設定する予定はあるのでしょうか。</p> <p>②専門家の意見聴取がコウモリ類、鳥類及び植物各1名のみには実施されておらず、特に植物の専門家は植生分野の専門家ではないと見受けられます。専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、方法書に記載する調査方法を検討する上で、複数の専門家にヒアリングを実施することによって、より正確な調査ができるものと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①水道水源の集水域については、配慮書から事業検討を進め、風力発電機の設置範囲の再検討を行った結果、現時点では道路造成(既存道路の部分的な改変)のみ可能性のある範囲として対象事業実施区域としております。今後の環境調査や事業性等を勘案した上で事業計画を策定するにあたり、水道水源の集水域の改変の回避や低減を行い、水道水源の集水域内に配慮した事業計画を検討いたします。</p> <p>また、河川については直接改変を行わないものの、その周囲については工事等の改変を行う可能性があるため、現時点においては対象事業実施区域に含めております。今後の環境調査や事業性等を勘案した上で事業計画を策定するにあたり、河川の除外を含め、対象事業実施区域及びその周囲の河川への濁水の影響に配慮した事業計画を検討いたします。</p> <p>②ヒアリングについては、例えば両生類や爬虫類といった踏査による確認が基本となる一般的な調査の手法については特段の必要性は低いと考えますが、現在実施している分類群以外の専門家にもヒアリングを実施してまいりたいと考えております。また、ご指摘にある植物・植生については、複数の専門家にヒアリングを実施するよういたします。</p>
			3次	<p>2次質問②の回答について、踏査による確認が基本となる項目の専門家ヒアリングは必要性が低いとのことですが、事業地の特性に詳しい専門家にヒアリングし、それを踏まえた調査をする方がより正確な調査ができるのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>2次回答に示してありますとおり、現在実施している分類群以外の専門家にもヒアリングを実施いたします。また、ご指摘にある植物・植生については、複数の専門家にヒアリングを実施するよういたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-3	453	図7.2-14(1)	1次	<p>保護林について、p.303にある配慮書に対する経済産業大臣の保護林に関する意見に対し、「保護林からの十分な離隔を取る等により、保護林への影響回避について検討してまいります。」と見解を述べていますが、本ページでは「風力発電機がたとえ隣接していても開発に関する規制等はないことを確認している」とし、対象事業実施区域から保護林が除外されたものの、離隔が確保されていません。</p> <p>また、現存植生図を見ると、当該保護林と連続した植生の可能性があるトドマツ・ミズナラ群落を対象事業実施区域と重複していること、「野生生物の個体群を有し、その個体群の存続のために保護・管理が必要な森林」として保護林が指定されていることを踏まえると、対象事業実施区域と十分な離隔を取り、保護林及びその周辺植生への影響を確実に回避する必要があると考えますが、事業者として「十分な」離隔についてどのように考え、今回の対応となったのか、説明願います。</p>	<p>「十分な」離隔については今後の環境調査、予測、評価及び設計を基に森林管理署や専門家との協議を踏まえて影響を回避できる離隔を設定することを検討しております。現時点では保護林周辺も変更の可能性があるため対象事業実施区域に含めておりますが、協議を踏まえ検討した離隔を事業計画に反映してまいります。</p>
			2次	<p>①保護林については、既に関係機関と協議済みであり、保護林の使用ができない旨の回答を受領していると、配慮書段階の質問協議で確認しています。</p> <p>「現時点では保護林周辺も変更の可能性ある」とのことですが、配慮書段階での関係機関との協議の中で、保護林周辺も変更の可能性あることについて触れた上で協議を実施しているのでしょうか。</p> <p>保護林周辺を変更することにより、保護林区域に影響が及ぶことも考えられますが、「今後の環境調査、予測、評価及び設計を元に」協議するのではなく、保護林周囲の森林を変更する可能性ある旨を現段階で共有する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②ヒアリングを行った専門家の意見では森林植生について特に言及はありませんが、保護林や森林の群落について、専門家から有意義な意見を得られているのか、どのように認識しているのか伺います。</p> <p>③また、森林植生やその保全についての専門的な知見を有する専門家にも意見を聴取する必要があるのではないのでしょうか、複数の専門家への意見聴取についての事業者の見解を伺います。</p> <p>④保護林の林況について、特に健全性はどのような状態にあるのか伺います。</p> <p>その上で、林縁部の針葉樹は風の影響を受けやすくなりますが、変更部からの影響を十分に軽減するための具体的な離隔の取り方について伺います。</p>	<p>①保護林周辺も変更の可能性あることについて触れた上で協議を実施しております。</p> <p>②保護林に関しては、方法書段階において対象事業実施区域から除外したことについて評価いただいています。変更しないこと及びすでに隣接する形で2車線の舗装道路が通っているものトドマツが混生する林分には大きな影響が見られないことから影響は小さいと考えております。</p> <p>③今後の事業計画を踏まえ、保護林と隣接する部分を変更する場合には、複数専門家へのヒアリングも検討いたします。</p> <p>④舗装道路と隣接している部分については植林以外のトドマツの分布は確認できておりません。実際の保護林に指定されている林班の中心部や尾根部の状況は現地調査で確認いたします。変更する場合は、トドマツが混生する林分の位置を現地調査により把握した上で、その場所と変更区域との離隔を算出の上、必要に応じて専門家等からの意見も鑑み、適切に事業計画を検討してまいります。</p>
			3次	<p>2次質問④にて「変更部からの影響を十分に軽減するための具体的な離隔の取り方」を伺っていますが、「トドマツが混生する林分の位置を現地調査により把握した上で、その場所と変更区域との離隔を算出の上、必要に応じて専門家等からの意見も鑑み、適切に事業計画を検討」の回答では、具体的にどのような離隔措置が取られるのか判断できません。</p> <p>トドマツが混生する林分の位置と変更区域の離隔の算出結果がどの程度の距離となった場合に対応がなされるのか「必要に応じて」を具体的にするとともに、どのようにして離隔を取るのか、「適切に事業計画を検討」を具体的にご教示ください。</p>	<p>現時点では具体的な隔離措置及び離隔距離などを明示できないものと考えます。現状として、現地調査を行っていない段階であり、保護林として指定されている林班の中の植生の状況、保護林の周辺の植生の状況等の詳細はわかっていない部分です。これらの状況を明らかにした上で、離隔措置等の保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、航空写真を確認したところ、保護林の境界と接する箇所にすでに変更されている場所が見受けられます。これらの、変更により新たに林縁となった保護林部分について、ベルトランセクト等を設定した上で調査を実施し、出現する植物等から林縁効果がどの程度及んでいるのかといったことを確認することで、その距離を把握してまいります。把握した距離については、本事業により変更されるエリアから離隔をとる目安とし、保護林への影響の低減を図ってまいります。また、2次回答のとおり、専門家等からの助言も得ながら、影響低減に向けて適切に事業計画を検討してまいります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-4	454	図7.2-14(2)	1次	①植生自然度9の植生及び土砂流出防備保安林がまとまって分布する西部エリアを配慮書段階の区域から除外していますが、南部の水源涵養保安林や自然度9についてはどのような検討を経て、除外されずに区域に含めたままとしたのかご教示ください。 ②本図の植生自然度9の範囲がp.103の範囲と異なりますが、どちらが正しい情報なのかご教示いただき、誤っている方の図を修正してください。	①事業としての活用が難しいと判断し削除した西部エリアに対して南部エリアは現段階では風力発電機や工事用道路、資材置場の設置等による土地改変を行う可能性があるため除外せずに区域に含めたままとしております。保安林の中でも急傾斜地などの崩落の可能性がある場所、人家等保全対象に近接する箇所などでは、原則として保安林を解除しないこととなっており、これら以外の場所でも転用解除に当たっては、一定の要件を満たすこととなっております。そのため、やむを得ず保安林内での事業を進める場合は、保安林の改変等について関係機関と十分な協議を行った上で検討してまいります。 ②p454が誤っていたため、修正した図を別添資料7-4②にお示しいたします。
			2次	区域南部の保安林や植生自然度9のエリアについて、土地改変の可能性があることから除外してないとのことですが、いずれも保全すべきエリアであることから、そもそも対象事業実施区域として含めるべきではないと考えますが、事業者の見解を伺います。	保全対象は保安林や植生自然度9のエリア以外にも多岐に渡るため、方法書段階では広く対象事業実施区域を設定しております。実際に環境調査を行い、事業性も鑑みた上で環境にも配慮された最適な計画となるよう検討いたします。保安林や植生自然度9のエリアについて、改変を避けるように検討を行いますが、改変が必要となった場合は、関係者と十分協議の上、適切に対応いたします。
			3次	基本的には保安林や植生自然度9を回避して検討するが、これらを回避することにより事業性を確保できない場合は、改変区域に加える可能性もあるという認識でよろしいでしょうか。 その際、「適切に対応」とはどのような対応が考えられるのか、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。	ご認識の通り、改変区域に加える可能性がございます。適切に現地調査を行い、調査の結果を踏まえて第三者意見をいただいたうえで改変区域に含めるか判断いたします。 保安林等の機能が損なわれないかについては関係機関と協議し、改変による機能損失の可能性が低い場合は改変を行いますが、大きく機能が損失すると判断された場合は、適切に事業計画を見直しいたします。 自然度9については、現地調査において自然度の高い植生の位置や現況を把握した上で、群落の希少性等について評価し、自然植生と判断された群落については改変を避けるよう計画してまいります。
7-5	457	図7.2-14(5)	1次	配慮書手続きにおける事業実施区域検討の際、鳥獣保護区は事業実施想定区域から除外しており、道路造成による改変の可能性のある範囲にも含まれていないとしていたしましたが、本方法書では今金八東鳥獣保護区を通過している既存道路を拡幅する可能性があるとして、対象事業実施区域に追加しています。 そこで、 ①なぜ配慮書段階で回避していた区域を方法書段階で追加する必要があったのか、追加の必要性がわかるよう、検討経緯をご教示ください。 ②「大規模な改変は行わず、部分的な拡幅を想定している」とのことですが、「部分的な拡幅」とはどの程度の規模（土地改変の程度や樹木の伐採や枝払いを含むのかどうか）、どのような工法を想定しているのか、ご教示ください。 ③配慮書時点では環境省に対して「道路造成について、鳥獣保護区側を延長して改変することがないよう計画検討する」旨の説明があったと聞いています。鳥獣保護区に対してどのように考えているのか、伺います。	①配慮書から事業検討を進め、風力発電機の設置範囲の絞り込みを行った結果、大型部品（風力発電機等）の輸送に伴い、現段階では道路の造成が必要となる可能性があること判断し、道路造成（既存道路の部分的な改変）のみ可能性のある範囲として対象事業実施区域に追加いたしました。 ②既存林道を活用し、改変は最小限にする様にいたします。 今後確定する風車部材サイズ（幅、長さ、高さ）と輸送車輛の種類に合わせて輸送時に必要な平面スペースを確保する為に、カーブ・コーナー部や離合部の幅員等は切盛土や樹木の伐採を想定しており、上空部分の空間確保の為に枝払いを想定しております。 路盤は基本的に碎石舗装を考えておりますが、林道の傾斜勾配によっては局所的にアスファルト舗装をする可能性があります。 ③鳥獣の保護を図るため特に配慮する必要がある区域と認識しております。 配慮書から事業検討を進め、風力発電機の設置範囲の再検討を行った結果、現時点では道路造成（既存道路の部分的な改変）のみ可能性のある範囲として対象事業実施区域としておりますが、今後の環境調査や事業性等を勘案した上で事業計画を策定するにあたり、鳥獣保護区内の道路改変がないよう計画検討いたします。
			2次	確認ですが、1次回答③のとおり、鳥獣保護区内の道路改変（拡幅による切盛土や樹木の伐採、枝払い、碎石舗装、アスファルト舗装）はなされないよう考慮されるという認識でよろしかったでしょうか。	ご認識いただいている通りです。

8. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
8-1	-	意見の概要 No. 6、7	1次		
			2次		
			3次	土石流危険渓流及び砂防指定地に関し、事業者の見解として示されている「やむを得ず伐採や改変が必要」となる場合とは、具体的にどのような場合を想定されているのかをご教示ください。	土石流危険渓流及び砂防指定地を回避することにより事業性を確保できない場合を想定しております。

番号	頁	項目等	区分		質問事項	事業者回答
			1次	2次		
8-2	-	意見の概要 No. 14	1次			
			2次			
			3次	騒音・超低周波音に関し、事業者の見解として示されている「事後調査の実施を検討」する場合は、具体的にどのような場合を想定されているのかをご教示ください。	施設の稼働に伴う騒音及び低周波音の予測手法は、メーカー値から提供される音響パワーレベルを与えて行います。また、騒音に関しては、保全対象地域の気象条件を考慮した空気吸収減衰や地形による回折減衰、計画ハブ高さにおける風速を考慮して予測計算を行います。なお、低周波音に関しては騒音に比べて、気象条件や地形の影響は受けにくい距離による減衰のみ予測に反映して計算を行います。従いまして、定量的な予測手法によることから、予測の不確実性は基本的にはないものと考えておりますが、周囲の道路状況や建築物の利用状況による音環境も将来的に変化する可能性も考えられるため、周辺環境の変化を一要因が、施設稼働後の将来の予測結果に影響する可能性も考えられることから、予測結果の不確実性が大きくなると判断できる場合は、事後調査を検討いたします。	
8-3	-	意見の概要 No. 15	1次			
			2次			
			3次	「…水平視野については、準備書において客観的な予測結果をお示しいたします。」とのことですが、水平視野のデータについて、具体的にどのようなデータで示されるのかご教示ください。また、評価の指標としてどのように用いるのか（例えば、垂直見込角であれば〇度以上であれば圧迫感が生じる、といった基準等があるのか、等）、お示しください。	水平視野については、準備書において作成したフォトモンタージュを基に、視認できる風車群の端から端までの水平の広がりを目測し、その結果を数値でお示しいたします。 水平視野角の評価については、柱状の複数の建造物群を対象とした知見や指標が得られていないことから、評価は実施しない方針としております。 引き続き知見の収集に努め、知見が得られた場合には評価を実施いたします。	